

15歳以下の方のご利用について

※年度内に16歳に達する方は16歳の方と同様の手続で利用できます。

東京本館・関西館

国立国会図書館（東京本館・関西館）では、資料の利用ができる方を、原則として満18歳以上の方と定めています。満18歳未満の方は、多くの場合、お近くの公共図書館や学校図書館で目的を達することができると考えられ、また当館側でも、施設や対応できる人員などに限りがあるからです。

ただし、学校のレポート作成や卒業論文執筆などの調査研究のために、国立国会図書館にしかない資料を利用する必要があると認められる場合には、満18歳未満の方でも利用できますが、事前の利用申請が必要です。なお、国立国会図書館（東京本館・関西館）では、ほとんどの資料が書庫の中にあり本棚を直接見て探すことはできませんので、(1)に記載する国立国会図書館オンラインで所蔵の確認をお願いします。

国立国会図書館（東京本館・関西館）を利用する前に

まずは、学校の図書館やお近くの公共図書館などを利用してください。最寄りの図書館に希望する資料がなくても、他の図書館の資料を取り寄せる等、代替手段がある場合がありますので、各図書館でご相談ください。

利用申請の手順

(1) 資料を検索する

「国立国会図書館オンライン」で、利用したい資料のタイトルや請求記号を調べてください。



<https://ndlonline.ndl.go.jp/>

(2) 電話をする

以下の連絡先に、利用したい資料のタイトルや請求記号をご連絡ください。

※資料利用の申請手続には1週間から2週間程度かかります。日程に余裕を持ってお電話ください。

（東京本館）利用者サービス部サービス運営課 03-3581-2331（代表）

（関西館） 資料案内 0774-98-1341（直通）

(3) 申請書を提出する

電話等での確認後、「資料利用申請書」を郵送しますので、必要事項を記入してご返送ください。申請が認められた場合、「資料利用承認書」を発行し、郵送します。「資料利用承認書」と本人確認書類（お名前・ご住所・生年月日が記載された学生証、健康保険証など）を持ってご来館ください。

国際子ども図書館

国際子ども図書館は、児童書を所蔵しており年齢に関わらず利用できます。中高生の調べものに役立つ資料が利用できる「調べものの部屋」などがあります。ただし、「児童書研究資料室」の利用には、手続が必要です。なお、貸出は行っていません。詳しくは、以下の連絡先にお問い合わせください。

03-3827-2053（代表）

東京都台東区上野公園 12-49 <http://www.kodomo.go.jp>

来館せずに国立国会図書館の資料を利用するには

① 図書館間貸出サービスを利用する

国立国会図書館の「図書館間貸出」制度に加入している図書館に、国立国会図書館の所蔵資料を取り寄せて利用することができます。

※お近くの図書館でこのサービスを利用できるかどうか、複写することが可能か等、資料の利用方法は、直接お近くの図書館にお問い合わせください。

※貸出しできない資料もあります。

例) 雑誌、新聞、貴重書、大型本、参考図書、劣化や損耗の激しい資料、デジタル化済みの資料等

② 遠隔複写サービスを利用する

複写したい資料のタイトルと複写箇所（論文等のタイトルまたはページ数）が正確に分かっている場合は、郵送で複写を申し込むことができます。

※詳しくは、国立国会図書館ホームページの「遠隔複写サービス」のページ

(<http://www.ndl.go.jp/jp/service/copy3.html#mail>) をご覧ください。

※満 18 歳未満の方のお申込みは、郵送でのみ受け付けます。

※複写箇所記入欄の備考欄に保護者の記名・押印が必要です。利用者 ID の記入は必要ありません。

※住宅地図、電子資料、録音映像資料（CD、DVD）等は、遠隔複写サービスの対象外です。

③ デジタル化資料を利用する

(A) インターネット上で公開されている資料を利用する

国立国会図書館は、資料の利用と保存の両立を図ることを目的として、所蔵資料のデジタル化を進めています。このうち、著作権処理の済んだものはインターネット上で公開されており、ご自宅のパソコン等で利用することができます。

※「国立国会図書館デジタルコレクション」(<http://dl.ndl.go.jp/>) の「インターネット公開」が利用可能資料です。なお、図書館送信資料、国立国会図書館内限定資料についても、各資料の書誌情報（タイトル、著者、出版者など）や目次情報を検索・確認することができます。

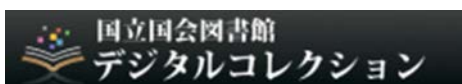
(B) 図書館向けデジタル化資料送信サービスを利用する

インターネット上で公開されていない資料のうち、絶版等の理由で入手が困難な資料は、国立国会図書館の承認を受けた公共図書館等（サービス参加館）のパソコンでも利用することができます。

※「国立国会図書館デジタルコレクション」(<http://dl.ndl.go.jp/>) の「図書館送信資料」が対象です。

※このサービスを利用できる図書館の一覧は、国立国会図書館デジタルコレクション「図書館向けデジタル化資料送信サービスについて」のページ (http://dl.ndl.go.jp/ja/soshin_librarylist.html) に掲載されています。

※利用できる方は、各サービス参加館の登録利用者に限られます。登録利用者の詳細、利用方法については、直接各サービス参加館にお問い合わせください。



<http://dl.ndl.go.jp/>